

その他施設グループからのお知らせ

1. 制度改正による運営規程の変更について

令和3年度制度改正により、事業所として新たに取り組むべきこととされた事項につきましては、体制が整い次第、運営規程への明記をお願いします。

- ハラスメント対策の実施
- 業務継続計画（BCP）の策定
- 認知症介護基礎研修の実施
- 高齢者虐待防止のための措置に関する事項

※改正以前から本市では運営規程への掲載を指導しているが、制度改正においては、責任者の選定等虐待防止のための組織内の体制等についても掲載が必要。

- 感染症対策の強化

※現行の運営規程にある感染症対策に加え、委員会の開催、指針の整備、シミュレーションの実施等を掲載。

2. 勤務体制一覧表について

国より新しい勤務体制一覧の様式が提示されました。現在、ちゃーがんじゅう課ホームページには新様式が掲載されていますので、今後は当該様式の使用・提出をお願いします。

3. 原本証明について

今年度より、提出書類の写しに求めていた原本証明は、不要とします。

その他の各種申請書等への押印については、順次見直し、新しい様式をちゃーがんじゅう課ホームページに掲載していく予定です。